

## 【逐条解説】

## 日田市自治基本条例

平成25年12月19日 条例第53号

平成26年4月1日 施行  
 平成30年3月27日 一部改正  
 令和5年4月1日 一部改正

## 〔 目 次 〕

日田市自治基本条例 .....	1	第5章 市政運営	
【逐条解説】		第13条 計画的な市政運営 .....	20
前文 .....	6	第14条 政策法務 .....	21
第1章 総 則		第15条 財政運営 .....	22
第1条 目 的 .....	7	第16条 組織及び人事政策 .....	23
第2条 条例の位置付け .....	8	第17条 行政評価 .....	24
第3条 定 義 .....	9	第18条 附属機関等 .....	25
第4条 自治の基本原則 .....	10	第19条 情報の公開及び管理等 .....	26
第2章 市民の権利及び責務等		第20条 パブリックコメント手続 .....	27
第5条 市民の権利 .....	11	第6章 市民参画及び協働	
第6条 市民の責務 .....	12	第21条 市民参画 .....	28
第7条 地域コミュニティの		第22条 協 働 .....	29
役割等 .....	13	第23条 自然環境、歴史	
第8条 子どもの権利等 .....	14	及び文化の保全等 .....	30
第3章 市議会の責務等		第24条 地域課題 .....	31
第9条 市議会の責務等 .....	16	第25条 住民投票 .....	32
第10条 議員の責務 .....	17	第26条 危機管理 .....	33
第4章 市長及び職員の責務		第7章 連 携	
第11条 市長の責務 .....	18	第27条 市内外の人々等との	
第12条 職員の責務 .....	19	交流及び連携 .....	34
		第28条 他の自治体及び国等との	
		連携 .....	35
		第8章 条例の見直し	
		第29条 条例の見直し .....	36

日 田 市

## ◇◇◇ 日田市自治基本条例 ◇◇◇

平成25年12月19日 条例第53号

### 前 文

私たちのまち日田市は、阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山で育まれた豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれ、山紫水明の豊かな自然に満ち溢れたまちです。

また、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝にあり、江戸時代には幕府直轄地である天領として繁栄してきました。当時、廣瀬淡窓が開いた「咸宜園」では、個性を尊重する教育が行われ、優秀な人材の輩出に貢献した文教のまちでもあります。

このように、先人が守り育ててきた素晴らしい自然、歴史、文化に満ちたこのまちに、私たちは、誇りと責任を持ち、これらをより発展させ、次世代に引き継いでいくとともに、互いの人権を尊重し、みんながしあわせを感じることができるように地域社会の構築を進めていかなければなりません。

そのためには、市民、市議会及び市長等がそれぞれの責任や役割を認識するとともに、互いに協力しながら、よりよいまちづくりに取り組むことが大切です。

よって、ここにまちづくりの主体は市民であるという理念のもと、この条例を制定します。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、市民の権利及び責務、市議会及び市長等の責務を明らかにし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市長等が互いに理解を深め信頼し合う関係を築くことで、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

#### (条例の位置付け)

第2条 この条例は、本市における自治及び市

政運営の基本的な事項に関する最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 市議会及び市長等は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。市政運営上の必要な計画を策定する場合も同様とする。

#### (定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）

イ 市内に通勤又は通学をする者

ウ 市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人又は法人その他の団体

(2)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び当該執行機関の事務等に従事する職員をいう。

(3)まちづくり 住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組をいう。

(4)市民参画 市の政策立案等の過程において市民が主体的にかかわることをいう。

(5)協働 まちづくりにかかわる多様な主体が地域の課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で連携し、協力することをいう。

(6)地域コミュニティ 自治会、子ども会、老人会その他の地域住民で自主的に構成され当該地域に関する組織等をいう。

#### (自治の基本原則)

第4条 この条例の目的を達成するため、本市の自治は、次の各号に掲げる基本原則に基づいて行うものとする。

(1)市民がまちづくりの主体であり、市議会及び市長等は市民の自主性を尊重し、その取組を支援すること。

- (2)年齢、性別等を問わず、市民参画の機会が保障されること。
- (3)市民、市議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有するため、互いに情報提供に努めること。
- (4)市議会及び市長等は、市政について分かりやすく説明すること。

## 第2章 市民の権利及び責務等

### (市民の権利)

第5条 市民は、日本国憲法及び法令により定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。

- (1)まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利
- (2)市政運営に関する情報を知る権利

### (市民の責務)

第6条 市民は、まちづくりの主体であること自覚し、次の世代のことも考え、まちづくりに努めるものとする。

- 2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、互いに尊重しながら、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題の解決に向かうよう努めるものとする。

### (地域コミュニティの役割等)

第7条 地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。

- 2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。
- 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- 4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。
- 5 市長等は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。

### (子どもの権利等)

- 第8条 子どもは、まちづくりに参加する権利を有するものとする。
- 2 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加するよう努めるものとする。
- 3 市民及び地域コミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。
- 4 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。
- 5 市長等は、咸宜園教育の理念を生かすとともに、教育環境の充実等を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。

## 第3章 市議会の責務等

### (市議会の責務等)

第9条 市議会は、住民の代表機関として、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するため、市政運営を監視するとともに、市政に対し、政策立案又は政策提言に努めるものとする。

- 2 市議会は、多様な方法で市民の意思を把握し、市政及び議会活動に反映させるとともに、議会活動に関する情報を市民に積極的かつ分かりやすく説明し、市民に開かれた議会を目指すものとする。
- 3 市議会の活動原則、市民及び市長等との関係等に関する基本的事項については、別に条例で定めるところによる。

### (議員の責務)

第10条 議員は、住民の代表機関の一員であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、議会の構成員として、市民福祉の向上を目指して行動し、自己の議会活動について市民に対する説明責任を果たすものとする。
- 3 議員の活動原則等の基本的事項については、別に条例で定めるところによる。

## 第4章 市長及び職員の責務

### (市長の責務)

- 第11条 市長は、市民の負託に応え、本市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を行わなければならない。
- 2 市長は、市の将来像及び政策等について市民に分かりやすく説明しなければならない。
  - 3 市長は、指導力を最大限に發揮し、市政運営を行わなければならない。

### (職員の責務)

- 第12条 職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、市民からの意見（不当要求等を除く。）に誠実に対応し、課題等の解決に取り組まなければならない。
  - 3 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、市民の視点に立ち、意欲を持って職務に取り組まなければならない。
  - 4 職員は、前3項に定めるもののほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。

## 第5章 市政運営

### (計画的な市政運営)

- 第13条 市長等は、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画である総合計画及び各行政分野における基本的な計画を策定するものとする。
- 2 市長等は、前項に規定する基本的な計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するとともに、関連する他の基本的な計画との調整を図るものとする。
  - 3 市長等は、総合計画等の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとする。
  - 4 市長等は、市民参画の機会を設け、総合計画等の策定及び改定を行うものとする。
  - 5 市長等は、総合計画等について、社会情勢の変化に対応できるよう、常に検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。

### (政策法務)

- 第14条 市長等は、行政課題に対応した自主的

な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めなければならない。

- 2 市民は、前項の規定による政策法務の取組について、必要な意見を述べることができる。

### (財政運営)

- 第15条 市長等は、中長期的な財政の見通しを踏まえ、政策相互の連携を図りながら効果的かつ効率的な財政運営に努めなければならない。
- 2 市長等は、創意工夫による経費節減等に努めることで、行財政改革に取り組まなければならぬ。ただし、行政サービスの低下を招かないよう十分留意するものとする。
  - 3 市長等は、市が保有する財産を適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。
  - 4 市長等は、予算及び決算その他の市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

### (組織及び人事政策)

- 第16条 市長等は、社会情勢及び行政需要等の変化に対応できるよう組織の見直しを行うとともに、重要な政策課題については、組織横断的に柔軟な対応を図るよう努めなければならない。
- 2 市長等は、職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるよう、効果的かつ計画的な職員の採用及び人材育成並びに適切な職員の配置等、適正な人事政策の運用に努めなければならない。
  - 3 市長等は、人事政策に当たっては、市民との信頼関係及び行政サービスの維持向上に配慮しなければならない。

### (行政評価)

- 第17条 市長等は、市政に関する説明責任を果たし、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施しなければならない。この場合において、行政評価は、市民等の視点を取り入れるよう努めなければならない。
- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市民の意見を求めるとともに、その結果を適切に施策等に反映させるものとする。
  - 3 職員は、効率的な行政サービスを提供する

ため、行政評価等を通じて事務事業等の改善に努めなければならない。

(附属機関等)

第18条 市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行うものとする。

2 市長等は、前項の公募等を行うときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市長等は、原則として附属機関等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。

(情報の公開及び管理等)

第19条 市長等は、公正で開かれた市政の推進を図るため、市が保有する情報を別に条例で定めるところにより公開するとともに、市民に積極的に情報提供するよう努めなければならない。

2 市長等は、市が保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報提供ができるよう組織的に管理しなければならない。

3 市長等は、個人の権利利益を保護するため、市が保有する個人情報を法令等の定めるところにより適正に取り扱わなければならない。

(パブリックコメント手続)

第20条 市長等は、市政に係る重要な政策等を定めるときは、別に定めるところにより事前にその案及び論点を明確にした資料等を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を踏まえて政策等を定めるとともに、提出された意見の取扱いの結果及びその理由を公表するものとする。

## 第6章 市民参画及び協働

(市民参画)

第21条 市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

2 市長等は、市民に対し、市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。

3 市長等は、前2項に規定するもののほか、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。

(協働)

第22条 市民、地域コミュニティ並びに市議会及び市長等は、協働してまちづくりの推進に取り組まなければならない。

2 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及び地域コミュニティに対し支援を行う際には、適切かつ効果的なものになるよう努めるものとする。

(自然環境、歴史及び文化の保全等)

第23条 市民、市議会及び市長等は、本市の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び文化を保全し、活用し、及び次の世代に引き継ぐよう努めなければならない。

(地域課題)

第24条 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努めなければならない。

2 小規模集落等（戸数の減少及び高齢化が著しい集落及び当該集落に準じるもの）の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市長等は、住民自治組織（小規模集落等において地域課題の解決を目的として、地域住民が自ら組織した団体）が主体的に行う地域活動の円滑な推進を図るため、必要に応じて、適切な支援を行うものとする。

(住民投票)

第25条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、次の各号のいずれかに該当するとき

- は、住民投票を行うことができる。
- (1)住民が必要な手続を経て、住民投票の請求をしたとき。
- (2)議員が住民投票の実施を提案し、市議会がこれを認めたとき。
- (3)市長が自ら、住民投票が必要であると判断したとき。
- 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。

(危機管理)

- 第26条 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備しておかなければならない。
- 2 市長等は、災害等の発生時において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。
- 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。
- 4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

## 第7章 連携

(市内外の人々等との交流及び連携)

- 第27条 市民、市議会及び市長等は、市内外の人々等との交流及び連携がまちづくりに重要なことを認識し、得られた知識及び意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。
- 2 市民、市議会及び市長等は、地域の素晴らしい自然、歴史、文化などの情報を、市内外の人々に積極的に発信するよう努めるものとする。

(他の自治体及び国等との連携)

- 第28条 市議会及び市長等は、広域的な課題を

解決し、又はまちづくりの推進を図るため、他の自治体及び国並びにその他必要と認める団体等との積極的な連携に努めなければならない。

## 第8章 条例の見直し

(条例の見直し)

- 第29条 市長は、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を施行の日から4年を超えない期間ごとに行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果を受けて、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日 条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月25日 条例第1号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## ◇◇◇ 前 文 ◇◇◇

### (前文)

私たちのまち日田市は、阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山で育まれた豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれ、山紫水明の豊かな自然に満ち溢れたまちです。

また、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝にあり、江戸時代には幕府直轄地である天領として繁栄してきました。当時、廣瀬淡窓が開いた「咸宜園」では、個性を尊重する教育が行われ、優秀な人材の輩出に貢献した文教のまちでもあります。

このように、先人が守り育ててきた素晴らしい自然、歴史、文化に満ちたこのまちに、私たちは、誇りと責任を持ち、これらをより発展させ、次世代に引き継いでいくとともに、互いの人権を尊重し、みんながしあわせを感じることができる住みよい地域社会の構築を進めていかなければなりません。

そのためには、市民、市議会及び市長等がそれぞれの責任や役割を認識するとともに、互いに協力しながら、よりよいまちづくりに取り組むことが大切です。

よって、ここにまちづくりの主体は市民であるという理念のもと、この条例を制定します。

### 【解説】

前文は、この条例の制定に当たって、自治（＝自らのことを自らの手で行うこと）の基本的な考え方を明らかにするとともに、まちづくりの主体は「市民」であるという理念のもと、市民や市議会、市長等が共に手を携えてまちづくりを行っていこうという決意を表明するものです。

- 前段部分は、日田市の特長である水や緑など豊かな自然に恵まれていること、また、江戸時代に天領であったことや咸宜園における教育など、本市の歴史や文化などを説明しています。  
廣瀬淡窓の私塾 咸宜園は、全国からおよそ5,000人もの門下生が学んだ日本最大規模の私塾で、そこでは『鋭きも鈍きもともに捨てがたし、錐（きり）と槌（つち）とに使い分けなば』といういはうは歌のように、個性を尊重した独特の教育が行われました。  
※「咸宜園教育」については、第8条の解説に記載しています。
- 中段部分は、平成17年に1市2町3村が合併した日田市には、先人たちの努力によって守られ、受け継がれてきた多くの素晴らしい自然や文化などの財産があり、私たち日田市民は、これらに誇りと責任を持ち、大切に守り、磨きをかけて、次世代に引き継いでいかなければならないこと、そして、互いに思いやりの気持ちを持ち、みんながしあわせに思える住みよい地域社会を作りいかなければならないことを表しています。
- 後段部分では、市民や市議会、市長等が、それぞれの責務や役割を認識したうえで、互いに協力し合うこと（協働）の必要性を踏まえ、「まちづくりの主体は市民である」という理念のもと、この条例を制定するという決意を表しています。

## ◇◇◇ 第1章 総則 ◇◇◇

## (目的)

**第1条** この条例は、市民の権利及び責務、市議会及び市長等の責務を明らかにし、本市における自治の基本原則及び市政運営に関する基本的事項を定めることにより、市民、市議会及び市長等が互いに理解を深め信頼し合う関係を築くことで、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

## 【解説】

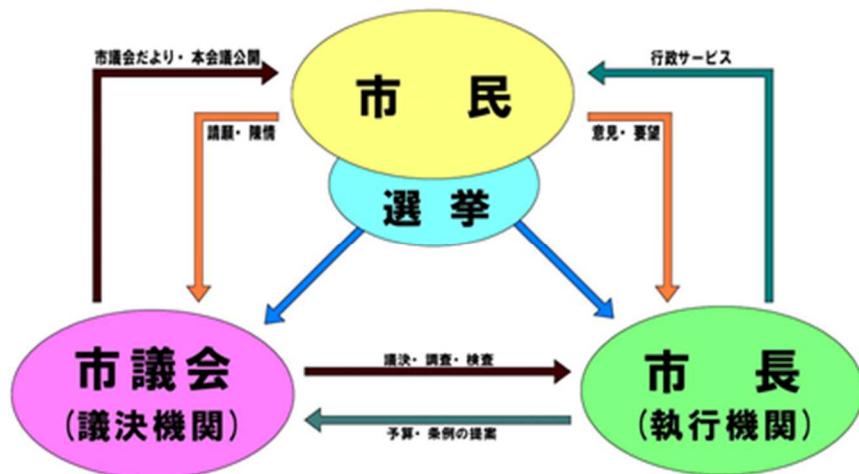
- 第1条は、この条例で規定している内容の概要を示すとともに、条例の目的を定めています。この条例の目的は「市民を主体としたまちづくりの実現を図ること」です。その目的を実現するために、市民や市議会、市長等の責務等を明らかにして、「自治」の基本原則や、市政運営の基本的な事項を定めること、そして、市民や市議会、市長等が互いに理解を深めて信頼関係を強くすることで、「市民一人ひとりが誇りを持って、安心してしあわせに暮らすことができる、市民主体のまちづくり」の実現を目指すことを規定するものです。

## 【 市長と市議会の関係 】

市役所は、福祉、教育、道路、上下水道など、市民の皆さん的生活と深く関わる仕事をしています。これらの仕事には、市民の皆さんの意見が十分反映されていなければなりません。しかし、市民すべてが集まり、市政を運営することは困難ですので、市民の代表として市議会議員や市長を選挙によって選び、市政の運営を任せることにしています。

市長は、市政の方針や重要な事項を議案として市議会に提案し、市議会は、提案された議案について審議し決定します。その決定に沿って、市長等は施策を実施します。また、市議会は、市政が適正に行われているかを確かめる仕事をしています。

このように、市議会と市長は独立・対等な立場にあり、お互いに尊重し、議論し合いながらより良い市政の実現を目指しています。



## (条例の位置付け)

**第2条** この条例は、本市における自治及び市政運営の基本的な事項に関する最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

2 市議会及び市長等は、他の条例、規則その他の規程の制定改廃及び運用に当たっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。市政運営上の必要な計画を策定する場合も同様とする。

## 【解説】

第2条は、日田市の例規体系における、この自治基本条例の位置付け等について定めています。

- 第1項では、この条例を、日田市における、まちづくりの最高規範として位置付け、市民や市議会、市長等が尊重しなければならないことを規定しています。

なお、「最高規範」という言葉を使っていますが、あくまで「本市における自治及び市政運営の基本的な事項に関する」というものであり、我が国の最高法規である日本国憲法や地方自治に関する基本的な制度を定めた地方自治法を否定する趣旨のものではありません。

また、本市の他の条例との間に法規としての効力に優劣をつけるものではありません。

- 第2項では、この条例と他の条例等との整合性について規定しています。

市には、いろいろな条例や規則等がありますが、それらを制定改廃する際は、この条例の趣旨を尊重し、あるいは、他の条例の解釈や運用の指針とするなど、この条例と他の条例等との整合性を図らなければなりません。

また、市政運営において必要となる個別計画等の策定に当たっても同様に、この条例との整合性を図る必要があります。

## (定義)

**第3条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市民 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内に住所を有する者（以下「住民」という。）

イ 市内に通勤又は通学をする者

ウ 市内において営利又は非営利の事業活動を行う個人又は法人その他の団体

(2)市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会その他の執行機関及び当該執行機関の事務等に従事する職員をいう。

(3)まちづくり 住みよい地域社会をつくるためのあらゆる取組をいう。

(4)市民参画 市の政策立案等の過程において市民が主体的にかかわることをいう。

(5)協働 まちづくりにかかわる多様な主体が地域の課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で連携し、協力することをいう。

(6)地域コミュニティ 自治会、子ども会、老人会その他の地域住民で自主的に構成され当該地域に関する組織等をいう。

## 【解説】

この条例の解釈に当たり、重要な用語を掲げ、その言葉の意味を明らかにしています。

## ■ 第1号では、「市民」の定義について定めています。

本市における自治やまちづくりは、市内に住所を有している人だけでなく、市内に通勤、通学する人や市内の事業者、自治会などの地域コミュニティ、あるいはボランティア団体、NPOなど様々な団体等が行っています。

ここで定義している「市民」は、全て同じ権利を有するという意味ではなく、法律上有する権利に違いはありますが、それを前提としながらも、それぞれの立場で、まちづくりに関わっていただくことが必要であると考えられることから、「市民」の範囲を広くしています。

## ■ 第2号では、「市長等」の定義について定めています。

市長その他の行政委員会は、地方自治法上「執行機関」として規定されていますが、「執行機関」という言葉は一般的に分かりにくいことから、この条例では「執行機関」を総括して「市長等」としています。

## ■ 第3号では、「まちづくり」の定義について定めています。

まちづくりという言葉は、よく使用されていますが、ここでは、単に道路や公園などのハード面の整備だけでなく、保健、福祉、環境、教育、防災、産業振興など幅広い分野において、「住みよい」地域社会を作っていくためのあらゆる取組のことを指します。

なお、地域の課題は自ら解決するという今日の自治においては、市民が自主的・主体的に市議会や市長等と協働しながらまちづくりを行うことが求められています。すなわち、市民の力をまちづくりは必要としています。

## ■ 第4号では、「市民参画」の定義について定めています。

市民参画とは、市長等が行う政策等の計画段階から実施、改善に至るそれぞれの段階において、市民が意見等を反映させるために、主体的にかかわっていくことをいいます。

## ■ 第5号では、「協働」の定義について定めています。

まちづくりにかかわる市民や自治会等の地域コミュニティ、NPOや事業者、市議会及び市長等それぞれ異なる主体が、同じ目的のために、対等な立場に立ち、責任と役割を分担し合い、お互いの特性を尊重しながら、まちづくりのために協力、連携していくことです。

## ■ 第6号では、「地域コミュニティ」の定義について定めています。

住みよい地域社会を作るために、様々な地域課題の解決に向けて取り組んでいる地域住民で構成される団体、グループのことです。

## (自治の基本原則)

- 第4条 この条例の目的を達成するため、本市の自治は、次の各号に掲げる基本原則に基づいて行うものとする。
- (1)市民がまちづくりの主体であり、市議会及び市長等は市民の自主性を尊重し、その取組を支援すること。
  - (2)年齢、性別等を問わず、市民参画の機会が保障されること。
  - (3)市民、市議会及び市長等は、まちづくりに関する情報を共有するため、互いに情報提供に努めること。
  - (4)市議会及び市長等は、市政について分かりやすく説明すること。

## 【解説】

第1条に定める目的を遂行するために、市民や市議会、市長等がまちづくりを進めるに当たっての基本的なルールとして、4つの原則を定めています。

■ 第1号では、まちづくりの主体は「市民」であることを規定しています。

まちづくりの主役は市民であることから、まちづくりに市民が積極的にかかわっていくことを期待するものですが、一方で強制されるものではないことから、自主性を尊重したうえで、市議会や市は、その取組を支援しなければなりません。

ここでいう「支援」とは、「自分でできることは自分で行う。（＝自助）それができない場合には、地域で行う。（＝共助）そして、最終的には行政が責任を持って行う。（＝公助）」といった補完性の原則に基づいて支援することです。

■ 第2号では、市民参画について規定しています。

第5条に規定されているように、市民はまちづくりに参画する権利を有しています。したがって、年齢や性別などにかかわりなく、多くの市民が市政に参画する機会が保障されなければなりません。

■ 第3号では、情報の提供について規定しています。

市民がまちづくりに参加するには、市政に関するあらゆる情報を市民が知り得る環境づくりが重要であり、そのためにも、市民や市議会、市長等の三者が等しくまちづくりに関する情報を共有することを原則としていることから、互いに積極的に情報提供に努めなければなりません。

■ 第4号では、市議会や市長等の説明責任について規定しています。

まちづくりを市民の参画と協働によって進めていくためには、自治の担い手である市民や市議会、市長等が強い信頼関係で結ばれ、合意形成を図ることが必要です。そのため、市議会及び市長等は、市政に関し、様々な場面で説明責任（アカウンタビリティー）を果たさなければなりません。

## ◇◇◇ 第2章 市民の権利及び責務等 ◇◇◇

### (市民の権利)

**第5条** 市民は、日本国憲法及び法令により定められた権利を有するとともに、次に掲げる権利を有する。

- (1) まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利
- (2) 市政運営に関する情報を知る権利

### 【解説】

市民の権利は、日本国憲法などで保障されている国民の権利などを有することは当然のこととして、ここでは、市民主体のまちづくりを推進していくための市民の基本的な権利を明らかにしたものです。

■ 第1号では、市民が、まちづくりに対して「参画」「意見の表明」「意見の提案」を行う権利があることを定めています。

■ 第2号では、市政運営について「市民の情報を知る権利」を規定しています。

この条例の第4条第3号で情報の共有化を自治の基本原則としていますが、この「情報を知る権利」は、その「情報の共有化」を図るための重要な権利です。更には、この「情報を知る権利」の保障こそが、市民等がまちづくりや市政運営に参画し、市長等と協働してまちづくりを行うための前提条件となります。

なお、情報の提供を請求できる権利については、「日田市情報公開条例」で具体的に規定されています。

## (市民の責務)

- 第6条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、次の世代のことも考え、まちづくりに努めるものとする。
- 2 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、互いに尊重しながら、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民は、地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題の解決に向かうよう努めるものとする。

## 【解説】

市民には、権利があると同時に責務もあります。ここでは、法的な「義務」として強制するのではなく、自らの責任で果たす「責務」として、まちづくりに関する市民の責務について定めています。

## ■ 第1項では、市民のまちづくりに対する責務について規定しています。

地域のことを一番知っている市民の視点や協力がなければ、地域の様々な課題を効果的に解決していくことは困難であり、そのため、市民は、まちづくりの主体が市民であるという自覚が必要です。

また、まちづくりに当たっては目の前のことだけに捉われるのではなく、次の世代のことも考慮しなければならないことを定めています。

## ■ 第2項では、市民の参画に対する責務について規定しています。

市民が、まちづくりに参画するに当たっては、自分の考え方などを押し付けようとするのではなく、まちづくりにかかわる互いの立場や意見を尊重することが大切です。また、個人の利益だけではなく地域全体の利益を考慮した責任ある発言や行動をしなければなりません。

## ■ 第3項では、「共助」について規定しています。

自治の基本原則である「自助・共助・公助」の考え方から、まずは市民同士での話し合いをすること（共助）の重要性を表しています。

(地域コミュニティの役割等)

- 第7条 地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする。
- 2 市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。
- 3 地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。
- 4 地域コミュニティは、その活動を円滑に進めるため、地域住民の参加及び協力の機会を確保し、必要な環境づくりに努めるものとする。
- 5 市長等は、地域コミュニティを支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言等を行うことができる。

【解説】

地域コミュニティとは、自治会をはじめ、子ども会や老人会などの地域住民で自主的に構成される、地域におけるまちづくり活動には、欠かすことのできない組織などのことをいいます。ここでは、その役割などについて規定しています。

- 第1項では、自治の担い手の一つである自治会などの地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域の発展に向けて努力することを規定しています。
- 第2項では、市民の地域コミュニティ活動等への参加について規定しています。地域コミュニティへの加入を市民に強制することはできませんが、自治会は、防災や防犯、子どもや高齢者の見守り活動、地域の生活環境の維持改善など、公共的な課題を解決していく重要な役割を担っていることから、このような地域コミュニティに市民が積極的に加入し、また、その活動に参加することの重要性を表しています。
- 第3項では、地域コミュニティの情報提供について規定しています。地域コミュニティに市民が積極的に参加できるよう、地域コミュニティも活動状況（活動時の写真）や総会資料（決算など）を公開し、住民の理解と共感が得られるよう努めなければなりません。
- 第4項では、地域コミュニティ活動への住民参加の機会の確保について規定しています。地域コミュニティの活動が活発で継続可能なものとなるよう、地域住民が参加しやすくなるための取組として、例えば、広報誌を発行したり、イベントへの参加を呼びかけることなどの必要性を表しています。また、新型コロナウイルス感染症を契機とするデジタル化の進展など、社会情勢が大きく変化していることから、地域コミュニティにおいても、地域の会合にオンラインで参加できるなど、新たな取組として様々な工夫や多様な考え方が重要です。
- 第5項では、市長等は、地域コミュニティ活動の推進のために、必要に応じて財政支援や情報提供等、活動に対する支援策を講ずることを定めています。また、地域コミュニティの自主性・自立性を尊重しながらも、必要な場合には、指導等も含め助言等を行うことができるることを規定しています。

## (子どもの権利等)

- 第8条 子どもは、まちづくりに参加する権利を有するものとする。
- 2 子どもは、それぞれの年齢に応じて、まちづくりに参加するよう努めるものとする。
  - 3 市民及び地域コミュニティは、子どもが未来を担う大事な存在であることを認識し、地域における世代間交流や見守り活動等により、子どもの健全育成及び安全の確保に努めるものとする。
  - 4 市長等は、子どもがまちづくりに関して自らの意見を表明できる環境の整備に努めるとともに、表明された意見をまちづくりに活用する仕組みの構築に努めるものとする。
  - 5 市長等は、咸宜園教育の理念を生かすとともに、教育環境の充実等を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。

## 【解説】

第8条は、「子ども」も当然「市民」に含まれますが、「子ども」は、将来の自治の担い手であることから、あえて「市民」とは別に「子どもの権利」や「子どもに対して、市民や行政などが果たすべき役割」などについて定めています。

ここでいう「子ども」とは、18歳未満の市民を想定していますが、この条例は「理念条例」であり、本市の他の条例等の指針となるものであることから、ここでは具体的に定義せずに、本市が定める他の条例等の中で必要に応じて定義すべきものと判断しています。

- 第1項では、子どもには参政権はありませんが、子どもも、「まちづくり参加権」を持っていることを明らかにしています。
- 第2項では、子どもも地域のまつりやボランティア活動に参加するなど、それぞれの年齢に応じたまちづくりにおける役割があることを表しています。
- 第3項では、子どもが、将来の日田市を担うことはもちろん、この地域から羽ばたいて、将来の日本、さらには、世界で活躍するような人材になることを願い、市民や地域コミュニティが、子ども達の健全育成や安全の確保に努めることを表しています。
- 第4項では、将来を担っていく子ども達の考え方を参考にしながらまちづくりを行うことが、これから時代には必要であると考え、まちづくりの大切さを子ども達に伝えるとともに、そのための仕組みづくりに取り組んでいくことを表しています。
- 第5項では、子どもの教育や健全育成について規定しています。

本市の先哲である廣瀬淡窓が開いた私塾「咸宜園」での教育理念を学校経営に生かすこと、また、学校校舎の建替えや教室にエアコンを設置するなど、子どもたちが学びやすい環境の充実を図ること、さらに、子育て支援として子ども医療費の助成を行うなど、子どもたちの学ぶ環境、遊ぶ環境、子どもを産み育てやすい環境などを整備し、子どもの健全育成に努めなければなりません。

ここでいう「咸宜園教育の理念を生かす」とは、当時の咸宜園で行われていた教育方法のうち、「敬天」「咸宜」「治めて後、教える」という理念を、現在の教育現場において、その理念を学校経営の中に取り入れるということです。

「敬天」とは、天を畏れ敬うという淡窓独自の発想で、正しいことをすれば天に報われるという考えです。淡窓は、その実践として一万の善（良い行い）を積むことを目標に「万善簿」に自分の日常の行動を善行と悪行に分けて記録しました。

塾名の由来である「咸宜」とは、「咸く宜し」（すべてのことがよろしい）という意味で、個に応じたきめ細やかな指導を行ったものです。

最後に「治めて後、教える」とは、学びに向かわせるには、まず生活を整えることが大切であるという考え方を説いたものです。

このような理念を生かし、日田市の小中学校では各学校が創意工夫して、確かな学力を育成するとともに、豊かな人間性や社会性を育てる特色ある学校教育活動を行っています。

### 【 咸宜園教育 】とは・・・

#### ◎咸宜園の教育の特徴

咸宜園の教育制度は、廣瀬淡窓が永年にわたる教育実践の中で工夫を重ね、改良を加えて作り上げたものです。一人ひとりの学力を客観的に判断して席次をつける「月旦評」、規則正しい生活を実践させる「規約」、門下生に塾や寮を運営させる「職任」(しょくにん)など、淡窓は学力を引き上げ、社会性を身に付けさせる教育を行いました。

「月旦評」とは、門下生の学力を客観的に評価し、無級から九級までの席次をつける制度で、門下生の学習意欲を起こさせ、また、自らの力量を測る目安ともなりました。一見、成績至上主義のようですが、淡窓は、学問だけではなく日頃の素行も評価の対象としました。

成績や門下生の適性をみて塾内の都講、講師、舎長、司計などの役職、「職任」を担当させ、「規約」による規則正しい寮の共同生活と、実務の経験を通じ社会性を養わせながら、お互いに協力・助け合い、そして友情を育っていく実学重視の教育でした。

#### ◎門下生

咸宜園の徹底した実力主義と門下生各自の個性を尊重した教育は全国的に評判となり、開塾から閉塾までの92年間に江戸時代の旧国68ヶ国之内、66ヶ国から咸宜園へ入門し、その間、計10名の塾主により、約5,000人の門下生が巣立っています。

門下生は町人や僧侶が多く、卒業後は儒学者や教育者、医者、政治家など活躍した分野も多岐にわたります。また、郷里で私塾を開き庶民の教育に尽力した門下生も多く、淡窓の教育上の影響はさらに大きな広がりをみせました。

#### ◎今に受け継ぐ咸宜園教育

「治めて後、教える」これは廣瀬淡窓による、咸宜園教育の根幹を成す言葉です。

これは、学問に向かわせるには、まず生活を整えることが大切であるという意味です。また、人それぞれの能力を生かし、伸ばす教育を重んじた淡窓は、「銳きも鈍きも共に捨てがたし 錐と槌と使いわけなば」(廣瀬淡窓作のいろは歌より)とも謳っています。

これらの教えは、現代教育にも通じるもので、咸宜園教育の理念は、現在、日田市の学校経営に生かされ、市内の小中学校では廣瀬淡窓や咸宜園のことを学んでいます。

## ◇◇◇ 第3章 市議会の責務等 ◇◇◇

### (市議会の責務等)

- 第9条 市議会は、住民の代表機関として、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するため、市政運営を監視するとともに、市政に対し、政策立案又は政策提言に努めるものとする。
- 2 市議会は、多様な方法で市民の意思を把握し、市政及び議会活動に反映させるとともに、議会活動に関する情報を市民に積極的かつ分かりやすく説明し、市民に開かれた議会を目指すものとする。
- 3 市議会の活動原則、市民及び市長等との関係等に関する基本的事項については、別に条例で定めるところによる。

### 【解説】

市議会は、住民を代表する機関として、法令により権限が与えられていますが、市長とともに二元代表制の一翼を担う重要な役割があることから、その責務等について規定しています。

- 第1項では、市議会は、選挙によって選ばれた住民の代表機関として、市政運営における重要な事項を議決し、行政のチェック機能を果たすとともに、自らも政策の立案や提言に努めることを規定しています。
- 第2項では、市議会は、多様な方法で市民意思の把握に努め、その内容を市政及び議会活動に反映できるよう努めていくことを表しています。  
また、市民に対し、議会に関する情報を積極的に分かりやすく説明することは、市民の「情報を知る権利」を保障するものです。そのために、市議会では、本会議の傍聴や会議録の公開など市民へ積極的に情報提供を行っており、また、議会改革の一環として、「市民報告会」を開催しています。これらの市議会の取組により、市民に対して「開かれた議会」を目指していかなければなりません。
- 第3項では、市議会に関するその他のことは別の条例で定めることとしています。

(議員の責務)

- 第10条 議員は、住民の代表機関の一員であることを自覚し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。
- 2 議員は、議会の構成員として、市民福祉の向上を目指して行動し、自己の議会活動について市民に対する説明責任を果たすものとする。
- 3 議員の活動原則等の基本的事項については、別に条例で定めるところによる。

【解説】

- 第1項では、市議会議員は、住民の代表機関の一員であることを自覚し、公正で誠実に職務を果たさなければならないことを定めています。
- 第2項では、議員は、議会の構成員として市民福祉の向上を目指して行動し、その議会活動について、例えば、自らのホームページや会報誌、あるいは市政報告会などを通じ、市民に説明することの必要性を定めています。
- 第3項では、市議会議員に関するその他のことは別の条例で定めることとしています。

## ◇◇◇ 第4章 市長及び職員の責務 ◇◇◇

### (市長の責務)

- 第11条 市長は、市民の負託に応え、本市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を行わなければならぬ。
- 2 市長は、市の将来像及び政策等について市民に分かりやすく説明しなければならない。
- 3 市長は、指導力を最大限に發揮し、市政運営を行わなければならない。

### 【解説】

市長は、住民から選挙によって直接選ばれた市の代表者であることから、その重要性を含め市長の責務を明らかにするために規定しているものです。

- 第1項では、市長は、住民から選挙により直接選ばれたという負託に応え、市民との対話を大切さを認識するとともに、公正かつ誠実に市政を行わなければならないことを規定するものです。
- 第2項では、市長は、「日田市を将来どのようなまちにしたいのか」という明確なビジョンを持ち、また、その実現のために「どのような政策等を実行していくべきか」を考え、目指すべき市の将来像や政策等について、市民が理解しやすいように分かりやすく説明しなければならないことを定めています。
- 第3項では、市長が、リーダーシップを最大限に發揮して職員の指揮監督を行い、組織をまとめるとともに、日田市という自治体の経営者として、財源や人材など経営資源の効率的な活用を図るなど、経営感覚を持って、市政運営を行わなければならないことを規定しています。

（職員の責務）

- 第12条 職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
- 2 職員は、市民からの意見（不当要求等を除く。）に誠実に対応し、課題等の解決に取り組まなければならない。
- 3 職員は、知識の習得及び能力の向上に努め、市民の視点に立ち、意欲を持って職務に取り組まなければならない。
- 4 職員は、前3項に定めるものほか、この条例に規定する市民としての責務を遵守しなければならない。

【解説】

ここでは、市政運営に携わる市の職員の責務について規定しています。職員は、市長をはじめとする執行機関の長の命により職務を行いますが、実務者として、まちづくりにおいて大きな役割を果たすことになるため、その責務は重要となります。

- 第1項では、市の職員は、憲法第15条第2項に規定する「すべての公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」ことや、地方公務員法に規定する職員の職務専念義務、さらには、市で規定した服務規程など公務員としての義務や心構えを守るとともに、法令等を遵守し、市民に対して公正かつ誠実に仕事を行わなければならないことを規定しています。
- 第2項では、職員は、市民からの意見や要望、相談などに対して、誠実に対応し、課題解決に取り組まなければならないことを定めています。しかし、不当要求等（特定のものに対して有利又は不利な取扱いをすること及び特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げるような言動をいう。）に対しては、毅然とした対応をとらなければなりません。
- 第3項では、行政サービスの向上のために、職員それぞれが知識や能力のレベルアップを図るとともに、市民ニーズを的確に捉えて意欲的に職務を果たさなければならないことを規定しています。
- 第4項では、職員は市民でもあることから、積極的にまちづくり活動に参加するなど、この条例に規定する市民としての責務も果たさなければならないことを規定しています。

まちづくりや地域の活動に関して、職員に対する市民の期待は大きいものがあります。この期待に応えられるよう職員も頑張らなければなりません。

## ◇◇◇ 第5章 市政運営 ◇◇◇

### (計画的な市政運営)

- 第13条 市長等は、計画的な市政運営を行うため、市の最上位計画である総合計画及び各行政分野における基本的な計画を策定するものとする。
- 2 市長等は、前項に規定する基本的な計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮するとともに、関連する他の基本的な計画との調整を図るものとする。
  - 3 市長等は、総合計画等の内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく公表するものとする。
  - 4 市長等は、市民参画の機会を設け、総合計画等の策定及び改定を行うものとする。
  - 5 市長等は、総合計画等について、社会情勢の変化に対応できるよう、常に検討を加えるとともに、必要に応じて見直すものとする。

### 【解説】

地方自治体は、総合的かつ計画的行政運営を行っていくことが必要であるため、総合計画や各種の基本計画の策定について規定しています。

総合計画とは、本市の行政運営を行う上での指針として、まちづくりの方向性を定める最も重要な計画であり、今後取り組むべき施策を体系的に示したものです。

- 第1項では、計画的な市政運営を行っていくために、市の最上位計画である総合計画や各行政分野における基本計画（以下「総合計画等」という。）を策定しなければならないことを規定しています。
- 第2項では、各行政分野における計画を策定する際は、市の最上位計画である総合計画に定める施策の方向性に沿ったものとすることや、市役所の各組織が連携し、関連する計画間の調整を図ることで、いわゆる縦割り行政を解消していく旨を規定しています。  
例えば、高齢者福祉に関する計画を策定する際は、障害者福祉や保健福祉など関連する計画との調整を図るといったことです。
- 第3項では、総合計画等の内容はもとより、各計画がどのくらい達成できているかなどの進捗状況についても市民に分かりやすい方法で公表しなければならないことを規定しています。
- 第4項では、総合計画等の策定や改定を行うときには、市民の意見をできる限り反映させることが重要であるため、市民ワーキングや策定委員などの公募や市民アンケート、説明会等の実施など、広く市民参画の機会を設けることを規定しています。
- 第5項では、近年、社会情勢の変化が非常に早くなっていることから、総合計画等については、社会情勢の変化に合った計画となるよう、常に検討を行い、必要に応じて見直すことで、実効性のある計画にしなければならないことを規定しています。

## (政策法務)

第14条 市長等は、行政課題に対応した自主的な政策等を実行するため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、及び運用するとともに、主体的かつ積極的に条例等を立案するよう努めなければならない。

2 市民は、前項の規定による政策法務の取組について、必要な意見を述べることができます。

## 【解説】

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方自治体の関係が、対等協力の関係に見直されたことに伴い、地方自治体による法令の自主解釈権が認められるとともに、条例制定権が拡充されたことを踏まえ、市長等がこうした権限を十分に活用しながら、自己責任と自己決定の下、地域の特性に応じた積極的な法務に取り組むことを定めています。

- 第1項では、市長等が市政の課題に対応した自主的な政策等を実行するためには、従来の前例踏襲型の発想の仕方を転換するとともに、市民の視点に立ち、本市の実情を考慮し、法令の解釈を主体的かつ適正に行い、必要な条例等について主体的かつ積極的に立案するよう努めなければならないことを規定しています。

これまでの地方自治体の法令解釈は、国の通達や行政実例などを拠り所にして行われきました。しかし、地方分権改革により、地方自治法第2条第12項で「地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づいて、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、これを解釈し、及び運用するようにしなければならない。」と規定され、地方自治体による法令の自主解釈権が認められるに至りました。さらに、従前の「機関委任事務」のほとんどが地方公共団体の事務とされ、実際に条例制定権の対象となる事務は、大幅に拡大されました。

これにより、地方自治体はこれまで以上に地域の実情を反映させた自治体運営ができるようになったことから、今後も引き続き、地方自治の本旨に沿った、かつ、国と地方自治体との適切な役割分担を踏まえた自主立法・自主解釈型の法務が、より一層重要になります。

この自治基本条例も市民主体のまちづくりの実現を図るために、日田市が主体的に条例を制定したものです。

ここでいう「地方自治の本旨」とは、国から独立した地方自治体を認め、その自治体の自らの権限と責任において地域の行政を処理する「団体自治」と、その自治体の住民の意思と責任に基づいて行政を行う「住民自治」の2つの自治の原則をいいます。

- 第2項では、市民は、市長等が第1項の規定に従った取組を行っているかどうかについて、必要な意見を述べることができます。

## (財政運営)

第15条 市長等は、中長期的な財政の見通しを踏まえ、政策相互の連携を図りながら効果的かつ効率的な財政運営に努めなければならない。

2 市長等は、創意工夫による経費節減等に努めることで、行財政改革に取り組まなければならない。ただし、行政サービスの低下を招かないよう十分留意するものとする。

3 市長等は、市が保有する財産を適正に管理し、効率的な運用を図らなければならない。

4 市長等は、予算及び決算その他市の財政に関する情報を市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。

## 【解説】

自立した自治を継続していくためには、健全な財政運営を維持することが重要であることから、最小の経費で最大の効果を上げるための計画的な財政運営について規定しています。

## ■ 第1項では、本市の財政運営について規定しています。

本市の中長期的な財政状況は、地方交付税の削減や人口減少、少子高齢化等による税収の減少などにより、極めて厳しいものがあります。そのため、政策相互の連携を図りながら、歳出の抑制に取り組むとともに、税収等の財源の確保を図るなど、効果的かつ効率的な財政運営に努めなければなりません。

現在、市では、財政推計を策定するとともに、毎年実施計画を策定する中で、事業の精査を行い、効果的かつ効率的に予算を執行するよう取り組んでいます。

## ■ 第2項では、行政改革に取り組むことについて規定しています。

市長等は、事業実施方法の見直し（例：イベントの共同実施、ボランティアの活用等）や公共施設の効率的な設置・運営、オフィスコストの見直し（光熱水費の節約等）など、様々な工夫やアイデア、また、自らの努力により、経費の節減に努めることで行財政改革に取り組んでいかなければなりません。

行財政改革に取り組むに当たっては、行政サービスの低下を招かないことを基本として、市民と行政による協働を進めるとともに市民の「自助」と「共助」の取組を促し、市民の多様で細かいニーズに応えていくことを表しています。

## ■ 第3項では、市が保有する土地や施設などの財産については、適正に管理し効率的に運用しなければならないことを規定するものです。特に、今後、財政状況や人口減少を踏まえ公共施設の在り方を見直していく必要があります。

## ■ 第4項では、予算、決算、財産の保有状況などの財政状況を市民へ分かりやすく公表するよう努めることを規定しています。

市民が総合計画等の裏づけとなる財政の状況がどうなっているのか、今後どうなっていくのかを知ることは、市政を知る上で重要であり、この公表は、この条例第4条に規定する自治の基本原則「まちづくりに関する情報の共有等」や第5条に規定する市民の「情報を知る権利」を保障するものです。

（組織及び人事政策）

- 第16条 市長等は、社会情勢及び行政需要等の変化に対応できるよう組織の見直しを行うとともに、重要な政策課題については、組織横断的に柔軟な対応を図るよう努めなければならない。
- 2 市長等は、職員の能力及び組織力が最大限に発揮できるよう、効果的かつ計画的な職員の採用及び人材育成並びに適切な職員の配置等、適正な人事政策の運用に努めなければならない。
- 3 市長等は、人事政策に当たっては、市民との信頼関係及び行政サービスの維持向上に配慮しなければならない。

【解説】

- 第1項では、市長等は、社会情勢等の変化に対応していくため、常に組織の見直しを行うとともに、特に、重要な政策課題に対応する場合には、通常の組織体制にとらわれることなく、関連する部署が連携して組織横断的に取り組むよう規定しています。  
この自治基本条例においても各部署の職員で構成した「自治基本条例制定プロジェクトチーム」を設置し、市民ワーキンググループとともに本条例のたたき台を作成しました。
- 第2項では、市長等は、職員や市役所の能力を最大限に生かすため、中長期的な定員管理に基づく職員の採用や、職員の能力向上のための研修制度の充実に努めるとともに、職員の能力を生かした適材適所を心掛けるなど、適正な人事政策の運用に努めなければならないことを規定しています。
- 第3項は、市長等は、市民との信頼関係を損なうことがないよう、また、行政サービスに支障が生じないよう、人事異動時の職員間の事務引継などに十分配慮するよう規定しています。

## (行政評価)

- 第17条 市長等は、市政に関する説明責任を果たし、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施しなければならない。この場合において、行政評価は、市民等の視点を取り入れるよう努めなければならない。
- 2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、市民の意見を求めるとともに、その結果を適切に施策等に反映させるものとする。
- 3 職員は、効率的な行政サービスを提供するため、行政評価等を通じて事務事業等の改善に努めなければならない。

## 【解説】

行政運営の基本事項としての政策等の企画立案(Plan)、実施(Do)、評価(Check)及び改善(Action)のサイクル(PDCAサイクル)のうち、ここでは、評価にあたる「行政評価」の目的や方法などについて定めています。

- 第1項では、市長等は、市政に関する説明責任を果たすことや施策の改善などのため、行政評価を実施しなければならないことを定めています。なお、実施に当たっては、行政内部の視点だけでは気付きにくいこともあるため、市民等の外部の視点からの評価も取り入れていくことを規定しています。
- 第2項では、評価結果については、市民に分かりやすく公表し、市民の意見を求めるとともに、評価の結果やその意見については次年度以降の施策などに反映していくことを表しています。
- 第3項では、職員が行政サービスの向上のため、普段から仕事を改善していくことは当然のことですが、施策評価や事務事業評価など、「評価する」を通じて仕事の内容を見直していくことが重要であることを定めています。

(附属機関等)

第18条 市長等は、附属機関等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行うものとする。

2 市長等は、前項の公募等を行うときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市長等は、原則として附属機関等の会議を公開するとともに、会議録及び資料を公表するものとする。

【解説】

地方自治法の規定に基づき附属機関として設置される審議会や、附属機関に準ずる機関（有識者等の意見を聴取し行政に反映させることを主な目的として要綱等により設置する委員会等）について定めるものです。

- 第1項では、法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募や無作為抽出による委員の選任が適さない正当な理由がある場合を除いて、市民からの公募等による委員を選任することを規定しています。
- 第2項では、公募に当たっては、市民の多様な意見を反映させることができるように、男性及び女性の比率や年齢構成、地域的なバランスなどを考慮して、幅広い分野から委員の選任を行うことを規定するものです。
- 第3項では、法令等に特別の定めがある場合や非公開情報を審議する場合、あるいは会議を公開することで自由な発言が損なわれるおそれがある場合などを除き、政策過程の透明性の確保や情報公開、情報共有の観点から、会議を公開し、また、会議録及び会議資料を公表することを規定しています。

**(情報の公開及び管理等)**

第19条 市長等は、公正で開かれた市政の推進を図るため、市が保有する情報を別に条例で定めるところにより公開するとともに、市民に積極的に情報提供するよう努めなければならない。

2 市長等は、市が保有する情報が市民との共有財産であるとの認識に立ち、適切に情報公開及び情報提供ができるよう組織的に管理しなければならない。

3 市長等は、個人の権利利益を保護するため、市が保有する個人情報を法令等の定めるところにより適正に取り扱わなければならない。

**【解説】**

- 第1項では、情報の公開や提供について規定しています。  
市は、「日田市情報公開条例」に基づき、市の情報を公開していますが、市民参画による協働のまちづくりを推進するためには、情報の共有が必要であり、求められて情報を公開するという受け身の姿勢ではなく、市側が積極的に情報を提供していくこと、また、その情報については可能な限り行政用語などを使わずに、市民の皆さんに理解しやすい表現で提供しなければなりません。
- 第2項では、市が情報公開や情報提供を進めていく前提として、「公文書は、市民との共有財産」であるという認識のもと、市が保有する情報を「日田市文書取扱規定」等に基づいて適切に管理しなければならないことを規定しています。
- 第3項では、市が保有する個人情報の適切な取り扱いについて規定しています。  
個人情報については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等に基づき適正な取り扱いに努めているところですが、この条例の第4条「自治の基本原則」第3号に規定する情報の共有のために行う情報提供や情報公開においても個人情報は保護されなければならないため、この条例でも規定するものです。  
なお、行政運営上必要とされる個人情報については、例えば、災害などの緊急時には、「個人情報の保護に関する法律」第69条第2項第4号に基づき利用及び提供の制限が解除される場合もあることから、状況に応じた適切な運用に努めていきます。

(パブリックコメント手続)

**第20条** 市長等は、市政に係る重要な政策等を定めるときは、別に定めるところにより事前にその案及び論点を明確にした資料等を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市長等は、前項の規定により提出された意見を踏まえて政策等を定めるとともに、提出された意見の取扱いの結果及びその理由を公表するものとする。

【解説】

市の重要な政策等を策定するときに、市民の意見を聴く意見提出手続（パブリックコメント）の実施について規定しています。

これまで「日田市意見提出手続要綱」に基づき、パブリックコメントを募集していますが、なかなか意見が提出されていない状況にあります。これは、市民の関心が薄いという可能性と、一方で行政の情報提供の方法に問題がある可能性が考えられるので、その実施に当たっては、周知方法等の改善や工夫が必要です。

- 第1項では、「日田市意見提出手続要綱」に規定された対象となる重要な政策等については、市民の意見を求ることを規定しています。  
総合計画を策定するときやこの自治基本条例を制定するときなどもパブリックコメントによって、市民の意見を求めています。
- 第2項では、市民の意見が提出された際には、それを踏まえて政策等を定めていくとともに、提出意見に対して、市としてどのように検討し、また、政策に反映させたのかを公表することを定めるものです。

## ◇◇◇ 第6章 市民参画及び協働 ◇◇◇

### (市民参画)

- 第21条** 市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の段階から、公正かつ透明な市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。
- 2 市長等は、市民に対し、市民参画を有意義なものにするために必要な資料等を提供しなければならない。
- 3 市長等は、前2項に規定するもののほか、市民の意見、要望及び提案を受け付けるとともに、意見等に対する処理の結果を明らかにするなど、誠実に対応するものとする。

### 【解説】

ここでは、自治の基本原則の一つである「市民参画」をより促進させるための規定を定めています。

- 第1項では、総合計画などの計画の策定や条例の制定等を行う際は、できるだけ早い段階から市民の意見を取り入れていくことを表しています。一般公募などにより、市民が参画しやすい環境を作り、市民の意見を市の政策等に適切に反映しながら市政運営を行うために定めるものです。この自治基本条例も公募により集まった市民で組織するワーキンググループ会議が条例のたたき台を作成しました。
- 第2項では、市政への市民参画をより有意義なものにするため、市は、他自治体の参考事例や市の各種データ等、協議に必要な資料を提供しなければならないことを定めています。
- 第3項では、計画の策定や条例の制定などの場合以外にも、通常の市民からの意見や要望等についても市民参画の一つと捉え、市は、処理結果を明らかにするなど、誠実に対応しなければならないことを規定しています。

(協働)

第22条 市民、地域コミュニティ並びに市議会及び市長等は、協働してまちづくりの推進に取り組まなければならない。

2 市長等は、まちづくりの推進を目的として主体的に活動する市民及び地域コミュニティに対し支援を行う際には、適切かつ効果的なものになるよう努めるものとする。

【解説】

ここでは、市民や市議会、市長等がお互いに理解し合い、協力してまちづくりの推進に取り組まなければならないことを規定しています。

■ 第1項では、まちづくりの推進に当たっては、市民や自治会、市議会や行政など、市全体で地域課題と目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いに対等な立場で、連携、協力して取り組まなければならないことを規定しています。

協働でまちづくりを行うということは、行政の負担軽減が目的ではなく、市が市民をまちづくりの主体として尊重し、対等なパートナーとしてまちづくりを行うということです。

■ 第2項では、まちづくりの取組に対する市長等の支援について規定しています。

協働を進めていくに当たって、主体的にまちづくり活動を行う市民や自治会等に対して支援を行う場合、とりわけ、財政的支援を行う場合は、それが適切で効果的であるかという観点で実施しなければなりません。その際、この条例の第17条「行政評価」に規定する外部の視点を取り入れることも考えられます。

## (自然環境、歴史及び文化の保全等)

第23条 市民、市議会及び市長等は、本市の財産である先人が守り育ててきた素晴らしい自然環境、歴史及び文化を保全し、活用し、及び次の世代に引き継ぐよう努めなければならない。

## 【解説】

市町村合併により666.03km<sup>2</sup>の広大な面積を有する日田市には、様々な分野において素晴らしいものがたくさんありますが、多くの市民の「自然環境」や「歴史」「文化」が本市の宝であるという意見からこの条文を定めました。

■ 本市には、市域の約8割を占める山林があり、全国有数の林業地であります。とりわけ日田杉は、鹿児島県の屋久杉、宮崎県の飫肥杉と並び九州三大美林にあげられ、美しい山々を形成しています。その山々で育まれた水は、筑後川の源流となり、やがて市民の憩いの場であり、「水郷ひた」の象徴でもある三隈川に流れるなど、豊かな自然環境に恵まれています。

また、江戸時代には幕府直轄地である天領として西国筋郡代が置かれるなど、九州の政治・経済の中心地として発展しました。当時、廣瀬淡窓が開いた「咸宜園」では個性を尊重する教育が行われ、優秀な人材の輩出に貢献しました。

このほか、日本遺産にも認定されている咸宜園をはじめとした有形文化財、ユネスコ無形文化遺産に登録されている日田祇園の曳山行事、天瀬の五馬くにちや前津江の大野楽などの無形の伝統文化、小鹿田焼（国重要無形文化財）に代表される伝統工芸など、先人が残した様々な歴史や文化があります。

これらの自然環境や歴史、文化は、本市の大切な財産であり、市民、市議会及び市は、これらを大切に守り育て、観光や教育などに活用し、また、後世に引き継いでいかなければならないことを定めています。

(地域課題)

- 第24条 市長等は、各地域が抱える課題を把握し、その課題が市全体の共通の課題であることを市民が認識できるよう、情報提供に努めなければならない。
- 2 小規模集落等（戸数の減少及び高齢化が著しい集落及び当該集落に準じるものをいう。以下同じ。）の住民は、地域内で協力するとともに、周辺地域との連携により、地域課題の解決に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市長等は、小規模集落等において市民が主体的に行う地域活動に配慮するとともに、その活動が困難な場合においては、必要に応じて、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市長等は、住民自治組織（小規模集落等において地域課題の解決を目的として、地域住民が自ら組織した団体をいう。）が主体的に行う地域活動の円滑な推進を図るため、必要に応じて、適切な支援を行うものとする。

【解説】

市町村合併により、様々な特色を持つ地域を有することとなった本市は、その地域特有の課題がたくさんあります。とりわけ、人口減少や高齢化が著しい周辺地域の山村集落等においては、地域の住民だけで課題を解決していくことが難しくなってきています。

ここでは、各地域が抱える課題を解決するために、住民をはじめとする市民の取組と行政がこれらを支援することについて定めています。

- 第1項では、行政として、地域課題の把握に努めるとともに、その課題が地域だけの問題ではなく市全体の共通の課題として広く市民が認識できるよう、課題の内容等を周知し、情報の共有を図ることを定めています。
- 第2項では、戸数の減少及び高齢化が著しい、いわゆる小規模集落等では、地域内の住民が互いに助け合うことはもちろんですが、近隣の複数の集落が連携し、広域的に地域課題の解決に向けて支え合うことが必要であることを定めています。  
「小規模集落等」とは、大分県が小規模集落として定める、高齢化率（高齢者の占める割合）が50%以上の集落に加えて、これに準じた集落で、人口及び戸数の減少に伴い、集落機能を維持するための地域活動が非常に困難である集落のことをいいます。
- 第3項では、市は、地域での課題解決等のための住民の主体的な活動を尊重するとともに、地域の実情に応じて適切な措置を講ずることについて定めています。
- 第4項では、市は、住民自治組織に対して、その運営や事業が円滑に進むよう、必要に応じて、財政的な支援を含む適切な支援を行うことについて定めています。

## (住民投票)

第25条 市長は、市政に係る特に重要な事項について、次の各号のいずれかに該当するときは、住民投票を行うことができる。

- (1) 住民が必要な手続を経て、住民投票の請求をしたとき。
- (2) 議員が住民投票の実施を提案し、市議会がこれを認めたとき。
- (3) 市長が自ら、住民投票が必要であると判断したとき。

2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定める。

## 【解説】

住民投票は、住民の意思を直接市政に反映できる制度であり、住民の市政参加を保障する制度です。しかし、地方自治は、あくまで市長、議員を住民の代表とする間接民主主義が原則であり、住民投票はそれを補完し、自治を充実させる制度として位置づけられます。

住民投票は、市政に関して特に重要な事項について、住民の意思を確認するために実施するものですが、その実施に当たっては、住民間に感情的な対立を生む恐れもありますし、少数意見の取り扱いなどに慎重さを要し、さらに多額の費用もかかります。したがって住民投票は、重要案件について、住民一人ひとりの意思を確認する必要に迫られたときの最終手段として行われます。

また、「市民」ではなく、「住民」とした理由は、市政に関する重要な事項を定める投票であることから、市内に住所を有する人を対象に行うべきであると判断したことによります。

住民投票を実施するためには、資格や年齢要件など必要事項を定めた別の条例が必要になります。この場合、事案ごとに議会の議決に基づいて条例を制定する「個別型」と、対象事案や投票資格者など投票に関するルールを定めた条例をあらかじめ設ける「常設型」がありますが、この条例を定めるに当たってはどちらにするか決まっていません。

- 第1項では、市政に関する特に重要な事項については、住民、市議会、市長が以下の一定条件の下で住民投票の発議（住民投票に関する条例の提案）を行うことができるということを規定するものです。
  - (1)住民：地方自治法第74条の規定に従い、市内の有権者の50分の1以上の署名をもって、住民が直接請求により、提案することができます。
  - (2)議会：地方自治法第112条の規定に従い、提案することができます。
  - (3)市長：地方自治法第149条の規定に従い、議会に提案することができます。
- 第2項では、住民投票の結果に法的拘束力はないものの、住民の意思の表明であることから市長だけでなく、市民も市議会も結果を尊重することを表しています。
- 第3項では、住民投票に関して、資格や年齢要件など必要事項については、別の条例で定めることを規定しています。

(危機管理)

- 第26条 市長等は、市民及び旅行者等の安全及び安心を確保し、災害等の発生時に適切かつ迅速に対処するため、危機管理体制を整備しておかなければならない。
- 2 市長等は、災害等の発生時において、市民及び旅行者等の生命、身体及び財産の安全を確保するため、市民、地域コミュニティ、社会福祉協議会等の関係機関並びに他の自治体及び国と相互に連携し、及び協力しなければならない。
- 3 市民は、日頃から災害等の発生に備えるとともに、災害等の発生時には、自らの安全を確保するよう努めなければならない。
- 4 地域コミュニティは、日頃から地域における防災体制を整え、防災訓練等を行うとともに、災害等の発生時には、地域の中で互いに協力して対処するよう努めるものとする。

【解説】

大規模な災害の発生時には、「自助」「共助」「公助」それぞれの役割に応じた取組が非常に重要なため、この規定を定めるものです。

ここでいう「災害等」とは、台風、地震などの自然災害をはじめ、新型インフルエンザの発生やテロ行為などにより、市民の生命、身体及び財産に重大な影響を及ぼす状況をいいます。

- 第1項では、市は、水害や地震など様々な災害等の発生時には、市民や旅行者等の安全・安心確保のため、あらかじめ災害対策本部体制の確立や地域防災計画の策定、避難場所の確保など、防災体制を整備しておかなければならることを定めています。なお、防災体制の整備には、各地域における自主防災組織の充実や防災士の育成、防災士間の連携の強化などの取組も含まれます。
- 第2項では、市として、災害等が発生したときに、地域住民や自治会、消防団、警察、社会福祉協議会などの関係機関や事業者等、あるいは国、県、災害時応援協定を結んでいる他の自治体などと連携・協力し、市民等の安全確保に努めなければならないことを定めています。  
この第1項と第2項に規定したことが「公助」となります。
- 第3項では、市民は、日頃から非常持ち出し用品を準備したり、避難路を確認しておくなど、自ら災害の発生に備えるとともに、災害等が発生したときは、自らの安全の確保を図らなければならないという「自助」について定めています。
- 第4項では、地域コミュニティである自治会、また、地域の消防団などは、日頃から地域の防災体制を整備し、防災訓練などを行うとともに、災害が起きた場合には、身近な地域の中で市民が互いに助け合うという「共助」について定めています。

## ◇◇◇ 第7章 連携 ◇◇◇

(市内外の人々等との交流及び連携)

第27条 市民、市議会及び市長等は、市内外の人々等との交流及び連携がまちづくりに重要であることを認識し、得られた知識及び意見等をまちづくりに活用するよう努めるものとする。

2 市民、市議会及び市長等は、地域の素晴らしい自然、歴史、文化などの情報を、市内外の人々に積極的に発信するよう努めるものとする。

### 【解説】

- 第1項では、市外の人々等との交流及び連携により、外部の視点を取り入れることで得られた知識や意見をまちづくりに活用していくことを規定しています。  
また、市町村合併による一体感の醸成をさらに進めるため、市内の地域間においても交流や連携を深めていく必要性についても規定しており、そのため「市内外」としています。  
さらに、交流に関しては、日田市にも外国人観光客が増えつつあります。このような状況を踏まえ、この交流の中には国際的な交流も含むものとしています。
- 第2項では、市民一人ひとりが積極的に日田市の素晴らしい自然、歴史、文化などを市外の人たちにPRしていくことの必要性を規定しています。また、市内においても地域の情報を他地域へ情報発信する必要性も表しています。  
さらに、市も先進的な施策等の取組について、市外にPRする必要性も含めています。

(他の自治体及び国等との連携)

第28条 市議会及び市長等は、広域的な課題を解決し、又はまちづくりの推進を図るため、他の自治体及び国並びにその他必要と認める団体等との積極的な連携に努めなければならない。

【解説】

■ 行政需要の多様化、政策課題の広域化などにより、市における課題が市単独では有効に解決できず、近隣の自治体と連携・協力しなければ解決できない場合も多くなっています。そこで、近隣の自治体と情報の共有を図り、医療や福祉、教育、環境等の様々な分野で共通に抱えている課題については、お互いに自主性を持ちながら総合的な視点に立った連携を図り、解決に向けて取り組むことを規定しています。

また、まちづくりの推進を図るうえで、NPOなどの団体と協力したり、近隣の自治体や国等と協定を結ぶなど積極的に連携していくことも規定しています。

このほか、報道機関等と協調した情報発信などにより、本市と本市の取組を市内外にPRすることも含めています。

## ◇◇◇ 第8章 条例の見直し ◇◇◇

### (条例の見直し)

**第29条** 市長は、この条例が市民を主体としたまちづくりの実現に寄与しているかについて検証し、市民参画による検討を施行の日から4年を超えない期間ごとに行うものとする。

2 市長は、前項に規定する市民参画による検討の結果を受けて、この条例の見直しが適当であると認めるときは、必要な措置を講ずるものとする。

### 【解説】

■ 第1項では、この条例の実効性を確保するため、条例の規定内容がどのように制度等に反映され、市民主体のまちづくりの実現が図られたのか検証するとともに、この検証結果を市民の参画により検討することを規定しています。

市民の参画による検討は、この条例の規定が常に時代や社会情勢の変化に沿った内容となっていることを担保するため、この条例の施行日から4年を超えない期間ごとに行うこととしています。

ここでいう「検証」とは、第13条の規定に基づいて策定された総合計画の進捗管理のほか、この条例の推進に関連する取組を行政評価の結果を用いて検証することです。

■ 第2項では、条例の内容について、市民の参画を得て検討した結果を受けて見直す必要があるときには、条例改正などの措置を行うことを定めています。

## 日田市自治基本条例逐条解説

---

平成26年4月 発行

平成30年3月 改訂

令和 4年4月 改訂

令和 5年4月 改訂

編 集 日田市企画振興部地方創生推進課

発 行 日田市

大分県日田市田島2丁目6番1号

〒877-8601 電話 (0973) 23-3111 (代表)

---